

ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案に対する
意見の募集（パブリックコメント）について

平成24年6月1日
国土交通省、環境省

政府においては、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議において平成16年にヒートアイランド対策大綱を策定し、関係府省と連携し、ヒートアイランド対策を推進してきたところです。

今般、ヒートアイランド対策推進会議において同大綱の改定を行うこととし、「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案」について取りまとめを行ってきたところです。

つきましては、本案の最終的な取りまとめの参考とするため、広く国民の皆様から御意見を募集致します。

《意見募集要領》

■意見募集対象

ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案

■資料の入手方法

(1) インターネットによる閲覧

- ・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken.html>
- ・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

(2) 郵送による送付

※郵送を希望される方は、返送先を宛名として明記し、140円切手を添付した返信用角2封筒を同封の上、意見提出先まで送付してください。その際、封筒に朱書きで「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案に係るパブリックコメント資料希望」と記載して下さい。

■意見募集期間

平成24年6月1日（金）～平成24年6月30日（土）（必着）

■意見送付方法

別紙の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で日本語にて送付してください。なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

メールアドレス：heat@env.go.jp

※電子メールの件名を「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取り

まとめ案に対する意見」とし、送付はテキスト形式としてください。

(2) FAX の場合

FAX 番号：03-3593-1049

「環境省水・大気環境局大気生活環境室 パブリックコメント担当」宛

※FAX 文面において、「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案に対する意見」と明記してください。

(3) 郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

「環境省水・大気環境局大気生活環境室 パブリックコメント担当」宛

※封筒の表に「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案に対する意見」と明記してください。

■注意事項

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承ください。

いただいた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることを御承知おきください。